

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県さいたま市桜区大字神田497番地1

氏名 株式会社 武蔵野化学
代表取締役 小嶋 敏夫

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清 司

許可の年月日 平成26年7月2日

許可の有効年月日 平成33年7月1日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く： 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
廃油（※）
以上2種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面別記1のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成5年7月1日	指令東環第504号	新規許可
平成18年2月13日	—	変更届（役員）
平成20年7月18日	指令東環第2-8号	更新許可
平成25年8月30日	指令産廃第12-84号	更新許可
平成26年7月2日	指令産廃第12-6号	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 有・無
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は「積替え保管を除く。」で扱うことができるもの、「●」は「積替え保管を含む。」で扱うことができるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		-	-	-			-	-	-
カドミウム又はその化合物		-	-	-	-		-	-	-
鉛又はその化合物		-	-	-	-		-	-	-
有機リン化合物		-					-	-	-
六価クロム化合物		-	-	-	-		-	-	-
砒素又はその化合物		-	-	-	-		-	-	-
シアン化合物		-					-	-	-
ポリ塩化ビフェニル		-					-	-	-
トリクロロエチレン		-				○	-	-	-
テトラクロロエチレン		-				○	-	-	-
ジクロロメタン		-				-	-	-	-
四塩化炭素		-				-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン		-				-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン		-				-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		-				-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン		-				-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン		-				-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン		-				-	-	-	-
チウラム		-				-	-	-	-
シマジン		-				-	-	-	-
チオベンカルブ		-				-	-	-	-
ベンゼン		-				-	-	-	-
セレン又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン		-		-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類		-		-	-	-	-	-	-

複写厳禁